

令和6年第5回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和6年5月21日 午後1時30分

閉会 令和6年5月21日 午後2時40分

2 出席委員の氏名

＜出席委員＞ 議席番号は抽選による

青木 規久範

平野 敬祐

石川 博正

深谷 明

石川 万里子

蟹井 伸仁

毛受 淳一

近藤 明

＜出席農地利用最適化推進委員＞

三浦 博明

原田 勝行

加藤 延保

村山 公夫

石川 和孝

小川 泰則

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

＜議案の件名＞

議案第15号 農地法第3条許可申請について

別紙2件

議案第16号 農地法第5条許可申請について

別紙3件

議案第17号 農用地利用集積等促進計画の公告について

別紙9件

議案第18号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議について

別紙3件

議案第19号 農地法第3条の許可申請における許可要件について

別紙1件

報告第17号 農地法第3条の3届出について

別紙2件

報告第18号 農地法第4条届出について

別紙2件

報告第19号 農地法第5条届出について

別紙1件

報告第20号 農地法第18条通知について

別紙3件

<議事の次第>

午後1時30分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議 長 ただいまより、令和6年第5回豊明市農業委員会総会を開催いたします。
例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議 長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の
指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議 長 議事録署名者は8番委員と9番委員にお願いします。それでは、議案に入
りたいと思いますが、議案15号の地区担当委員が少し遅参されるとのことです
ので、議案第16号から先に審議させていただきます。
それでは議案第16号1番案件について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第16号1番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
土地造成は110cm程度の盛土を行い道路面に高さを揃えます。雨水排水
は透水性舗装を施したうえで、敷地内側溝を通じて最終桧に修水し、北側対
側道路側溝へ放流します。汚水・生活雑排水は前面道路の下水管へ接続し
ます。
隣地との境界にはコンクリートブロック及び地先ブロックを設置し、土砂流
出を防除します。
また転用に際して、万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、申請者にて
責任をもって対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局と
しては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員が欠席のため4
番委員の意見を求めます。

4番委員 5月11日に事務局職員と2番委員、農地利用最適化推進委員3番委員で
申請地の現地確認を行いました。5月11日時点では、事務局も申請者へ確
認中の事項が多数あったようですが、その後確認が取れたようですので事務
局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

- 最3番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 9番委員 一定の面積を超えると雨水貯留施設等が必要になると思いますが、透水性舗装を行っているので問題ないということでしょうか。
- 事務局 はい。500㎡を超えると河川新法に該当し、一定の対策が必要です。今回のケースでは、透水性舗装を施すことにより流量を賄えることを担当部局を通じて確認しているため、問題ないと判断いたしました。
- また、アスファルト舗装等を施す場合は雨水貯留槽の設置が必要となるケースもありますが、今回の施設では、アスファルトで覆わないため、碎石の隙間に雨水が貯められるため問題がないということです。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第16号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第16号1番案件は可決といたします。引き続きまして、議案第16号2番案件について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第16号2番案件について説明します。申請地は栄町地内です。
- 土地造成は整地のみで、雨水は集水桝で集水し最終桝を經由して、東側道路側溝へ排水します。
- 汚水・雑排水については、合併浄化槽で処理の上、最終桝へ接続し、東側道路側溝へ排水します。
- 道路側を除いた敷地周囲にはコンクリートブロック2段積みを設置し、隣接地への土砂流出を防除します。
- また転用に際して、万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、申請者にて責任をもって対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めま

す。

1番委員 5月14日に3番委員と農地利用最適化推進委員6番委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第16号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第16号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第16号3番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第16号3番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
土地造成は整地のみで、雨水は集水桝で集水し、東側既設水路へ排水します。
隣地境界にはコンクリートブロック積み等を行い、土砂流出を防除します。
また転用に際して、万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、申請者にて責任をもって対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員が欠席のため4番委員の意見を求めます。

4番委員 5月11日に事務局職員と2番委員、農地利用最適化推進委員3番委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断しま

す。

議 長 同様に農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第16号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第16号3番案件は可決いたします。遅参されている委員の到着が遅れておりますので、議案17号を先に審議いたします。それでは、議案第17号農用地利用集積等促進計画の公告について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第17号について説明します。
1番案件、2番案件、3番案件、4番案件が新規契約分、5番案件が更新契約分となっています。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意義なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第17号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第17号は可決いたします。そのまま議案第18号に入りたいと思います。それでは、議案第18号農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第18号農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議について説明します。

1番案件から3番案件まで一括で説明した後に意見を頂戴したいとおもい

ます。

それでは、議案第18号1番案件について説明します。

申出地は沓掛町地内です。

申出内容から、農用地区域からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。

事務局

続きまして、議案第18号2番案件について説明します。

申出地は沓掛町地内です。

申出内容から、農用地区域からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。

事務局

最後に議案第18号3番案件について説明します。

申出地は間米町地内です。

申出内容から、農用地区域からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長

事務局より説明がありましたが、各案件について委員の意見を求めます。

意見なしの声あり

議 長

それでは、議案第18号1番案件から3番案件については、やむを得ないものとして意見を付することとします。遅参の委員も揃いましたので、議案第15号へ進みたいと思います。

それでは、議案第15号1番案件農地法第3条の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第15号1番案件について説明します。

申請地は阿野町地内です。

申請地の現況については、現地確認を行ったところ、雑草が繁茂している状態でした。

譲受人の他の所有農地につきましては、営農計画書のとおり作付されておりました。

以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長

事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員

5月14日に最適化推進委員1番委員と申請地の現地確認を行いました。

事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同様に農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意義なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第15号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第15号1番案件は可決いたします。引き続きまして議案第15号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第15号2番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
申請地の現況については、現地確認を行ったところ、野菜が作付けされている状態でした。
譲受人の他の所有農地につきましては、営農計画書のとおり作付けされておりました。
以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の6番委員の意見を求めます。

6番委員 5月15日に8番委員と最適化推進委員4番委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同様に地区担当の8番委員の意見を求めます。

8番委員 6番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同様に農地利用最適化推進委員4番委員の意見を求めます。

最4番委員 6番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

 意義なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第15号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

 挙手多数

 議案第15号2番案件は可決いたします。次の議案第19号は時間がかかる可能性がありますので、先に報告第17号から第20号について報告を願います。

事務局 報告第17号、第18号、第19号、第20号について説明

議 長 以上のとおり、報告第17号から第20号は専決事項として事務局で受理しています。

 ここで10分程度の休憩時間を取りたいと思います。

 (休憩)

議 長 それでは、議案に戻りまして議案第19号農地法第3条の許可申請における許可要件について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第19号農地法第3条の許可申請における許可要件について説明します。前回(第4回)の議案の続きで個別の案件となります。

 新規就農者等が、利用権設定にて農地を借りて農業を行っている場合、途中での返還は新規就農者等にとって、経営に支障が出る可能性があることや譲受人についても、譲受理由及び譲受人の他の所有地等の耕作状況等から、営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑み、事務局としては、譲受人の所有農地が利用権設定をされた状況で3条申請を受け付けるのが妥当と判断いたします。

 また、今後もこのような申請があった際は、個別で審議をいただくこととなります。

議 長 事務局より説明がありましたが、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

- 最5番委員 自分の農地の隣接地で耕作放棄をされてしまい、自分で管理するために必要だというのは、譲受人の気持ちも分からなくもない。受け付けるのが妥当かと思います。
- 議 長 ありがとうございました。他の委員の意見を求めます。
- 11番委員 解約するというのは、そのあと耕作すると圃耕作のような状況になってしまうからまずいということでしょうか。
- 事務局 担い手にとっては、耕作面積は補助金の要件になっていたりもするため、解約すると減額等が発生する可能性があります。また、作付けに向け苗などの発注も済ませており、経済的にも大きな打撃があります。
- 農業委員会としては、担い手の立場を守っていかなければいけない立場であり、今回、農地を購入する理由などから、総合的に判断して、審議案件としてお諮りしている次第です。
- 議 長 ありがとうございました。他の委員の意見を求めます。
- 6番委員 確認になりますが、合意解約しないままこの申請を受け付ける場合、今回のみの特例なのか、以降同じような受付をするということになるのでしょうか。
- 事務局 基本的には今まで通り合意解約したうえでの申請となりますが、今回のように個別で審議が必要そうな案件があれば、また総会で諮らせていただきます。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 6番委員 基本的には合意解約するということでよろしいか。
- 事務局 6番委員のおっしゃる通りです。
- 9番委員 これからも個別の審議で良いと思う。
- 最1番委員 私も同じ意見です。
- 最6番委員 私も同じ意見です。
- 議 長 他に意見はありませんか。

意義なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第19号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議案第19号は可決いたします。

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします。（時に午後2時40分）